

公立大学法人神戸市看護大学職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程施行細則の一部を改正する細則をここに公布する。

2023年6月19日

公立大学法人神戸市看護大学理事長 北 徹

公立大学法人神戸市看護大学細則第2号

公立大学法人神戸市看護大学職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程施行細則（2019年4月細則第11号）の一部改正

| (改正前) | (改正後) |
|--|---|
| <p>(特別休暇)</p> <p>第16条 規程第23条に規定する細則で定める特別休暇は、生理休暇_____、産前休暇、産後休暇、妊娠障害休暇、出産補助休暇、育児参加休暇、結婚休暇、忌服休暇、年次祭し休暇、夏季休暇、社会貢献活動休暇、子の看護休暇及び短期の介護休暇とする。</p> <p>2 略</p> <p>(生理休暇)</p> <p>第17条 略</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>第18条から第21条 略</p> <p>(育児参加休暇)</p> <p>第22条 男性職員（<u>常勤職員等に限る。</u>以下この項において同じ。）の配偶者が出産する場合であってその出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する男性職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるときは、願い出により、5日の育児参加休暇を与える。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、短時間勤務職員（<u>常勤職員等に限る。</u>）については、願い出により、1週間の勤務日の日数の育児参加休暇を与える。</p> <p>第23条から第34条 略</p> <p>(給与の取扱い)</p> <p>第35条 略</p> | <p>_____，<u>出生サポート</u></p> <p><u>休暇</u></p> <p>_____</p> <p>(<u>出生サポート休暇</u>)</p> <p><u>第17条の2 職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合、願い出により1の年度につき5日（当該通院等が体外受精又は顕微授精に係るものである場合にあつては、10日）の出生サポート休暇を与える。</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p><u>1年</u></p> <p>_____</p> <p>第23条から第34条 略</p> |

| (改正前) | (改正後) |
|--|--|
| <p>2 理事長は、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇（次に定めるものを除く。）による場合その他その勤務しないことにつき特に承認のあった場合は、契約事務職員等に対し、給与を支給するものとする。</p> <p>(1) 生理休暇 (2) <u>産前休暇</u> (3) <u>産後休暇</u> (4) <u>子の看護休暇</u> (5) <u>短期の介護休暇</u></p> | <p>(2) <u>子の看護休暇</u> (3) <u>短期の介護休暇</u> (4) <u>削除</u> (5) <u>削除</u></p> |

附 則

この細則は、公布の日から施行し、改正後の公立大学法人神戸市看護大学職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程施行細則第 16 条及び第 17 条の 2 の規定は 2022 年 4 月 1 日より適用する。